

1. 適用性 特定の購入に関し書面により明記された別段の規定がある場合を除き、以下の取引条件（「本条件」）はエイエムオージャパン株式会社（「**エイエムオー**」）による購入全てに適用される。注文書の受諾、商品の出荷又はサービスの実施は、本条件が売主が示す一定の条件に一致しない場合があってもそれにかかわらず、売主による本条件の受諾を意味するものとする。本条件に一致しない又は本条件に追加して売主が提案する条件は、エイエムオーの権限ある代表者が書面により具体的に同意し締結するまでは、無効でありいかなる効果も有しないものとする。

2. 価格 エイエムオーに請求される価格は、同じ種類及び品質のほぼ同じ数量の商品について、同様の状態にある他の買主に売主が現時点で請求している価格を上回らないことを売主は表明する。注文書に別段の記載がある場合を除き、すべての価格には、発注日及び商品納入日の両日において有効な適用される法に基づき要求される所定の全ての税が含まれる。

3. 納入 各注文書には、エイエムオーが指定した場所で商品の受け取りが行われる日付が明記されるものとする。売主は、指定された数量の商品を納入日までに出荷することができない可能性がある場合、直ちにエイエムオーに知らせるものとする。売主の過失により納入日までに商品が納入されない場合、又は、エイエムオーが不適格商品の納入を拒絶したためにその後代替の納入が必要となる場合、エイエムオーは、売主の費用負担によって航空貨物便による納入を要求する権利を有するものとする。売主が適時の出荷を行えないなどの理由により、エイエムオーの注文書に記載された方法以外の方法で商品を出荷する場合、売主はその結果として生じた運送費用の増額分を支払うものとする。

4. 出荷指図 注文書に別段の記載がないかぎり、すべての出荷は**FOB**目的地渡しとする。注文書に基づく商品の所有権及び危険負担は、かかる目的地に商品が納入された時点で売主からエイエムオーに移転するものとする。売主は、適切な商取引上の慣行及びエイエムオーの仕様に従い、損失又は損害を被ることのないように商品を保存し、梱包し、取り扱い、かつ包装するものとする。売主は、適切な保存、梱包、取り扱い及び包装を行わなかったことによる損失又は損害の責任を負うものとし、エイエムオーが、関与した運送業者に対しかかる損失又は損害の請求を主張することは必要ではないものとする。各々の容器にはエイエムオーの注文番号、売主の梱包明細書番号、並びに内容物の数量及び部品番号が表示されるものとする。梱包明細書が含まれる容器には「梱包リスト同封」と記さなければならない。納入の時期は厳守されなければならない。

## 5. 不合格、返品

5.1 いずれかの商品が不良品であるか、本条件又は注文書のその他の要件に照らして不適格である場合、エイエムオーは単独の裁量にて以下の各号のいずれかを選択することができる。(a)不適格商品を拒絶する；(b)不適格商品を返却し、売主はその修繕若しくは交換の費用を支払い、又は当該費用相当額について、エイエムオーが売主に対して別途負っており、若しくは負うことになる債務を減額する、(c)不適格商品を修繕し、エイエムオーが負担した合理的な修繕費用を売主に請求する、又は、(d)不適格商品を、処理に関する売主の指示があるまで保管する。エイエムオーが支払いを行った後に、商品が不適格であることを発見して拒絶することとなった場合、エイエムオーは、未処理の注文に基づき売主に対して負う債務から上記支払額の全部又は一部を差し引くことができる。売主が、エイエムオーによる返還後10日以内に不適格商品の修繕若しくは交換又はエイエムオーが売主に対して別途負っており、若しくは負うことになる債務の減額の約束を行わない場合、エイエムオーは本条件に基づく又は制定法上のその他の救済手段に訴える権利を有するものとする。すべての購入品は、先立つ支払いにかかわらず、エイエムオーの単独の裁量による検査及び拒絶の対象となる。

5.2 エイエムオーが返品した不適格商品はすべて、エイエムオーが発行した返品指示書を伴うものとする。拒絶された商品の輸送及び保管は、売主が危険及び費用を負担して行われるものとし、売主はエイエムオーがその結果として支払った費用の全額をエイエムオーに償還するものとする。

## 6. 保証

6.1 売主は、すべての商品が以下の全ての項目を満たすことを保証する。

(a) エイエムオーが提供した仕様、設計、モデル、図面、サンプル又は他の説明に完全に従っていること、又は、これらが提供されていない場合、売主の仕様に完全に従っていること。

(b) 設計、材料、製造及び仕上がりにおける不備がないこと。

(c) 適正な品質であり、新品であり未使用であること(注文書に別段の定めがある場合はこの限りではない)、及びエイエムオーが意図した目的に適合していること。

(d) 先取特権、抵当権その他所有権に対する制限がないこと。

6.2 本条に定められている保証は、エイエムオーによる検査、受諾又は支払いの後も存続するものとし、法律が定めるその他の保証に追加されるものであり、これを限定するものではない。

## 7. 秘密情報

7.1 売主に提供され、又は売主がエイエムオー、その子会社、親会社及び関連会社並びにそれらの代理人及び従業員（これらはすべて本条の目的上、「エイエムオー」という語に含まれるものとする）から取得し、若しくはエイエムオーに供給される商品に関連して注文書に応じる過程で売主が上記以外に発見した財産は、爾後も引き続きエイエムオーの財産であるものとする。売主は、エイエムオーの明示的な書面による承諾を得ることなく、かかる財産、又はこれより派生する若しくはこれに関連する情報を、直接又は間接に、利用又は第三者へ開示してはならないものとする。

7.2 本条の目的上、「財産」には以下の各号が含まれるものとする。

(a) ツール、意匠、パターン、金型、機械及び試験装置、

(b) エイエムオーが提供した図面又は仕様、及び、

(c) 商標、商号、ラベル又はエイエムオーが指定した刻印、及びエイエムオーが提供する又はエイエムオー若しくは事業運営(販売費用、利益、価格方式、組織、従業員リスト及びプロセスが含まれる)に関連する一切の情報若しくはデータ（エイエムオー製品の発見、発明、研究、改善、開発、製造又は販売が含まれる）を含むがこれらに限られない「秘密情報」。

7.3 エイエムオーの要求があったときは、売主は直ちに、売主が占有し管理するエイエムオー財産の全てを、全ての写し又は複製と共に返却するものと

する。すべての財産は、良好な状態でかつエイエムオーが一切費用を負担することなくエイエムオーに返却されるものとする。

## 8. 補償

**8.1 一般補償** 売主はここに、エイエムオー並びにエイエムオーの役員、従業員、販売業者、代理店、ディーラー、代表者及び商品又はサービスのユーザーを、(i) 本条件の違反に起因して若しくはこれに関連して；(ii) 本条件に基づくエイエムオーへの商品又はサービスの提供における売主の過失又は故意の不法行為に起因して、(iii) エイエムオーにサービス又は商品を提供する過程において売主の従業員が受けた傷害に起因して、又は、(iv) エイエムオーにサービス若しくは商品を提供する過程において売主が自動車、トラック、重機若しくはその他の車両を使用したことに起因して、エイエムオーが被った又はエイエムオーに対し請求される一切の損失、債務、損害及び/又は費用について補償し、損害を与えないことに同意する。売主は、エイエムオーの要請があれば、かかる請求、訴え又は訴訟の防御を行うものとする。

**8.2 知的財産の補償** 売主は、商品の製造、販売又は利用を理由とする、特許、商標若しくは営業秘密の実際の侵害又は侵害の主張に起因する又はその結果として生じるあらゆる事項に関して、エイエムオー、その子会社、親会社及び関連会社並びにそれらの代理人及び従業員（これらはすべて本条の目的上、「エイエムオー」という語に含まれるものとする）を、損害賠償請求又は債務（訴訟費用及び弁護士費用が含まれる）について補償し、損害を与えず、防御するものとする。但し、もっぱらエイエムオーの設計又は仕様のみに従って製造されていた商品についてはこの限りではない。

## 9. 順番の変更

**9.1** エイエムオーは、出荷日の30日前までに売主に通知することにより、図面、設計又は仕様、出荷若しくは包装の方法、納入場所及び納入日、並びに売主が納入する予定の商品の数量を、変更する権利を有している。かかる変更によって、本注文を履行するために必要な費用又は時間が増減した場合、相互の合意により、価格又は納入スケジュール（該当する方）につき公正な調整が行われるものとする。売主は、本第10条に基づく調整の請求がある場合には、変更通知の受領後10日以内に請求を行うものとする。

**9.2** 売主は、あらかじめエイエムオーの書面による承諾（かかる承諾は合理性なく留保されない）を得ることなく、エイエムオーが購入した商品の形、適合性、機能、設計又は外観にいかなる変更も加えないものとする。

## 10. 終了

**10.1** エイエムオーは、売主に対する30日前の通知をもって、理由なく、注文の全部又は一部を取り消すことができる。エイエムオーが理由なく注文書を取り消す場合、エイエムオーは、取消日までの間売主が当該注文に対応するにあたり負担した、一般に認められている商取引上の会計慣行に基づき適切に割り当てることのできる、文書の証拠のある合理的な実費の一切（未回収の固定費用及び未実現利益を除く）を売主に支払うものとする。

**10.2** エイエムオーは、売主による義務違反があった場合は、エイエムオーの通知を受領後15日以内に売主が違反を治癒した場合を除き、いつでも、売主への通知をもって本注文を取り消すことができる。

**10.3** 前第10.1項又は第10.2項にかかわらず、エイエムオーは、以下の場合、注文書の全部又は一部を直ちに解約することができる。(i) 出荷又は納入が注文書に記載された日までに行われなかった場合、又は、(ii) 法律、命令、規制又は政府機関の要求若しくは差し迫った措置に従うために必要な場合。

**11. 救済** 売主による義務違反の場合、エイエムオーは、間接的損害賠償を受ける権利を含むがこれに限られない、本条件及び法律が提供する全ての権利を有しかつ救済を受けるものとする。エイエムオーが享受する本書に定める救済は累積的であり、制定法上又は判例上提供されるその他の救済に追加して存在するものとする。本条件の何らかの規定を放棄すること又は本条件に対する違反を免責することは、その後の継続的な放棄若しくはその他の規定の放棄又は本条件に対するその他の違反を免責することを意味しないものとする。

**12. 価格保護** 注文書に基づき行われることとなっている商品の出荷又はサービスの提供の前に、本書に記載される品質及び数量において、類似の条件により、本書に記載された価格よりも低い価格でエイエムオーが商品を購入することができる場合、売主はこれに関する十分な書面の証拠を受領後、その選択により、自らかかる低い価格での販売に応じるか、又は、本条件に基づき納入されていない部分について、エイエムオーがかかる低い価格による購入をすることを認めるものとする。エイエムオーがこのようにして他社より購入した数量は、注文書が対象とする数量から差し引かれるものとする。

## 13. 特定の法律の遵守

**13.1** 売主は、雇用に関して適用される全ての日本の法令が、本条件に基づき納入される商品の生産において十分に遵守されていることを保証する。かかる法令には、日本の労働基準法及び日本の労働契約法が含まれるがこれに限られない。

**13.2** 売主は、注文書に基づき提供される全ての商品について、意図される通常の方法でエイエムオーが使用する場合、労働安全及び労働者保護に関して適用される日本の法令に違反しないことを保証する。

**13.3** 売主は、本条件に基づき納入される商品はいずれも、関連ある日本の法令に照らして法定基準を満たしており、不正な商標表示をしていないことを保証する。また、売主は、本条件に基づき納入される商品が、関連ある日本の法令に照らして法定基準を満たしていない危険物質又は不正な商標表示をしている危険物質ではないことを保証する。

**14. 禁止** 売主は、売主又は本条件に基づきサービスを実施する売主の従業員若しくは代理人が、これまで禁止企業であったこともなく、現在も禁止企業ではなく、かつ、売主又はその従業員若しくは代理人（該当する場合）を禁止企業又は個人とするような手続の対象でもないことを表明し、かつ保証する。売主はさらに、注文書の存続期間中、売主又は本条件に基づきサービスを実施する売主の従業員若しくは代理人が、禁止企業又は個人となるような手続の対象である場合又は対象となった場合、エイエムオーに直ちに通知することを誓約し、表明し、かつ保証するものとし、この場合、エイエムオーは注文書を直ちに解約することができる。本規定は注文書の終了又は満了後も存続するものとする。「満了」とは、納入が一定期間内に行われな限り注文書が自動的な取り消しを明記しているときを意味する。本規定の目的上、「禁止企業又は個人」とは、適用される法令にしたがいいずれかの政府当局によって活動を禁止されている企業又は個人を意味するものとする。

**15. 準拠法及び執行力** 執行地又は履行地にかかわらず、かつ準拠法の選択又は抵触法にかかわらず、本条件は日本法を準拠法とし、同法にしたがい解釈され執行される。本条件に起因する又はこれに関連する紛争については、東京地方裁判所の専属的管轄に服するものとする。

16. 譲渡 売主は、あらかじめエイエムオーの書面による同意を得ることなく、本条件に基づく権利又は義務を譲渡しないものとする。

17. 完全合意・変更 エイエムオー及び売主間において適式に締結された書面の合意を除き、本条件を伴う注文書には、商品に関するエイエムオー及び売主の完全合意が含まれており、その対象事項に関する両者間のその他一切の口頭又は書面のやり取りに優先する。エイエムオーは、請求書又は売主が発行する類似の文書に記載された条件を明示的に否認し、かかる条件はエイエムオーに対する拘束力を有しないものとする。

18. 分離 いずれかの当事者又はいずれかの状況に適用される本条件の規定が、管轄裁判所によって違法、執行不能又は無効であると宣言された場合、その他の条項は上記の規定なしに完全な効力及び効果をもって継続するものとする。

19. REACH 規則の遵守 売主は、適用される場合、物質及び成型品に関する情報の伝達義務に関する第33条を含む、化学物質の登録、評価、許可、制限に関するEC規則（REACH）（1907/2006）に基づく適用される要件のすべてを遵守することに同意する。